

関東支店 安全基本集

『関東ベース』

Ver-1.00 (2021年4月1日 制定)

関東支店 安全管理部

1. 安全衛生管理体制

支店長方針	【絶対に守る守らせる5項目】	・・・P	1
諸官庁届出書類	【届出見落とし防止】	・・・P	2
職長・安全衛生責任者	【職務の規定】	・・・P	3
服装	【点検項目】	・・・P	4
安全帯使用規則	【ハーネス型安全帯】	・・・P	5
安全帯月例点検	【点検テープ貼り付け】	・・・P	6
保護手袋	【回転工具の危険回避】	・・・P	7
安全配慮者	【年少者・高齢者・高血圧者・入社1年未満】	・・・P	8

2. 仮施設関連

仮設事務所	【施設整備】	・・・P	9
新型コロナ対策	【3密回避】	・・・P	10
仮囲い基準	【点検項目】	・・・P	11
搬出入ゲート	【安全対策事例】	・・・P	12
搬出入車両	【積み下ろし時のルール】	・・・P	13
搬出入車両	【荷台からの墜落防止】	・・・P	14

3. 仮設足場関連

外部足場基準	【安全対策】	・・・P	15
積載表示	【仮設構台・デッキ】	・・・P	16
可搬式作業台	【許可ルール】	・・・P	17
一人用可搬式作業台	【狭い場所対応】	・・・P	18
基礎工事	【昇降・地中梁上の歩行】	・・・P	19

4. 鉄骨工事関連

■	ボルトバッグ使用	【建方時の飛来落下防止】	・・・P 20
■	ネット基準	【安全袖・養生袖】	・・・P 21

5. 玉掛け作業関連

■	3・3・3運動	【建方時の飛来落下防止】	・・・P 22
■	吊りチェーン基準	【原則使用禁止】	・・・P 23

6. 車両系建設機械関連

■	バックホー使用基準	【接触防止対策】	・・・P 24
■	バックホー使用基準	【敷鉄板移動・クレーンモード】	・・・P 25
■	フォークリフト使用基準	【接触防止対策】	・・・P 26

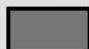



7. 火災事故防止関連

■	火災事故防止教育	【動画視聴による教育】	・・・P 27
■	火気使用作業基準	【計画書・保護具】	・・・P 28

8. 仮設電気関連

■	分電盤点検基準	【定期点検】	・・・P 29
■	移動用発電機	【機材部電気課提出】	・・・P 30
■	移動用発電機	【使用届・申請書】	・・・P 31

9. その他

	平床台車使用基準	【挟まれ防止対策】	・・・P 32
	シャフト内作業	【シャフト内作業見える化】	・・・P 33
	インフラ事故防止	【埋設管レーダー探査】	・・・P 34
	小型工事	【分類基準と安全管理書類】	・・・P 35

支店長安全方針 関東支店長

《これだけは絶対に守る(守らせる)5項目プラス1》

- ① 高さ2mを超える巾40cm以上の作業床と開口部周辺では、**手摺・中棧・巾木を整備する**
 - ② **重機・クレーン旋回体との接触防止の為に立入禁止措置を行う**
 - ③ **玉掛作業の3・3・3運動を実施する**
 - ④ **崩壊倒壊に対する防止対策を行い、日常点検を実施する**
 - ⑤ **高齢者、年少者、高血圧者等の安全配慮者を適正に作業配置すると共に、労働環境を整備する**
- プラス1 重機の用途外使用をしない。揚重作業時は、クレーンモードに確実に切り替える。**

■ 具体的実施事項（例）

支店長安全方針に対する作業所取組実施事項

《これだけは実施させる5項目》

- ⇒ ①-1：無理のない仮設計画の立案、社員・職長による現地確認の実施
- ⇒ ①-2：作業所にて策定した各開口部安全設備先行取付の実施
- ⇒ ①-3：鉄骨ゲッキ端部二重による立入禁止措置の実施
- ⇒ ②-1：使用者、ホによる立入禁止措置の実施、確認
- ⇒ ②-2：社員巡回時による確認
- ⇒ ③-1：玉掛者、合図者の選任及び注意看板掲示
- ⇒ ③-2：社員による5分間立止りパトロールによる確認
- ⇒ ④-1：足場、構台等職長、社員による日々の点検実施
- ⇒ ④-2：同上悪天候、強風、地震後の点検実施
- ⇒ ⑤-1：建設弱者見える化の実施（ヘルメットにシールにて識別）
- ⇒ ⑤-2：同上者、新規入場者教育時所長による面談及び配置確認

三郷2号配送センター2階棟建設工事作業所

支店長方針を作業所の全員が見やすい場所へ掲示する各作業所での具体的な実施事項を定めて周知させ実施する

※ 掲示よりも具体的対策が重要です。定期的に見直しを！

諸官庁届出書類【届出見落とし防止】

MUST

2019年7月1日
安全管理部
職業健康・品質管理品質管理課

着工時等の届出書類チェックリスト

1. 建設工事計画届	届出書類	提出時期
① 高さ20mを超える建築物、工作物の工事 ② 高さ20m以上の建築物の解体工事 ③ 高さ10m以上（アスベスト）の解体工事 ④ 足場（ダイオキシン）の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、焼じん機等の設置の解体 ⑤ ①～④以外の工事	建設工事計画届	着工前

2019年7月1日
安全管理部
職業健康・品質管理品質管理課

着工時等の届出書類チェックリスト

1.2. 建設工事計画届	届出書類	提出時期
① 高さ20mを超える建築物、工作物の工事 ② 高さ20m以上の建築物の解体工事 ③ 高さ10m以上（アスベスト）の解体工事 ④ 足場（ダイオキシン）の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、焼じん機等の設置の解体 ⑤ ①～④以外の工事	建設工事計画届	着工前

作業所安全管理活動状況表

所長 XXXXXXXXXX 様
作成日 2020.4.1
改訂日 2020.4.20
報告日 2020.5.1

工事名 XXXXXXXXXX 建設研修センター新築工事

無遅滞	会議体・書類	予定年月日	実施年月日	特記事項
工事着手の14日前	適用事業報告	2020/04/10	2020/04/10	
	特定元方事業者の事業開始報告	2020/04/10	2020/04/10	
	時間外労働休日労働に関する協定届	2020/04/10	2020/04/10	
	建設工事計画届	法88条3項		
	第一回 設計図(付近見取図共)			
	安全衛生管理計画			
	総合仮設計画			
	総合工程表			
	杭打工事			
	掘削工事			
解体工事				
第二回 鉄骨工事				
足場・仮設通路工事				
第三回 型枠・支保工工事				
PC工事				
建設工事計画届	法88条1項			
型枠・支保工工事		2020/07/15		
足場・仮設通路工事		2020/08/20		
トン設置届		2020/05/20		
ペーター設置届		2020/10/12		
仮作業事前検討会				
① 山止めH鋼打設		2020/04/20	2020/04/20	
② 杭工事		2020/05/15		
③ タワークレーンの組立		2020/06/19		
④ 掘削・掘削工事		2020/06/26		
⑤ 型枠支保工工事		2020/08/20		
⑥ 足場・構合の組立		2020/09/01		
⑦ 足場・構合の解体		2021/03/26		
⑧ タワークレーンの解体		2021/03/19		
⑨ 昇降機組立工事		2021/02/26		
⑩ 100kg以上の荷の運搬		随時		搬入計画時に検討

※危険作業事前検討会についても追加項目が発生した場合は追記

注意) ・毎月1日にEメール又はFAXにて工事長へ提出する。
・上掲の改訂日は、当初決定した「会議体・書類」欄及び日時を修正した場合、その日付を記載する。
・年月日の記入は、「2020/2/22」のように西暦にて記入する。
・代表的な労務等届出書類を記載しているため、必要に応じて加筆・削除する。

**諸官庁届出の有無・提出時期を確認
作業所安全衛生管理計画
安全管理活動予定計画に盛り込む
(着工時：安全管理部チェックシート確認)**

2019年7月1日
安全管理部
職業健康・品質管理品質管理課

着工時等の届出書類チェックリスト

2. 建設工事計画届	届出書類	提出時期
① 高さ20mを超える建築物、工作物の工事 ② 高さ20m以上の建築物の解体工事 ③ 高さ10m以上（アスベスト）の解体工事 ④ 足場（ダイオキシン）の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、焼じん機等の設置の解体 ⑤ ①～④以外の工事	建設工事計画届	着工前

施工体系図

1次会社

2次会社

3次会社

X 4次会社

安責者配置



2次・3次会社
それぞれに
安責者配置

原則重層下請回数4次以降は
入場禁止です！

職長・安責者のルール

- ①実務経験5年以上かつ23歳以上 【職長・安責】
- ②職長・安責者教育 受講終了者 【職長・安責】
- ③作業所に常駐できる者 【安責】
- ④5年以内毎に能力向上教育を受講 【職長・安責】

職長は事業主の代理人



職長さんは事業主の代理人であり配下の作業員を守る義務があります。対応せずに災害が発生すると法律で事業主が罰せられます

※事業者の講ずべき措置（抜粋）

- ・墜落の恐れのある場所に係る危険を防止ため必要な措置を講ずること（安衛法第21条）
- ・就業させる作業場所の通路・床面・階段毎の保全のため必要な措置を講ずること（安衛法第23条）
- ・作業行動から生じる労働災害を防止するため必要な措置を講ずること（安衛法第23条）

服装の乱れが不安全行動の始まりです



厚手の
タオル



ネック
ウォーマー



ゆるい
あご紐

ヘルメット：前・後
名前シール（テプラ）

半袖
腕まくり

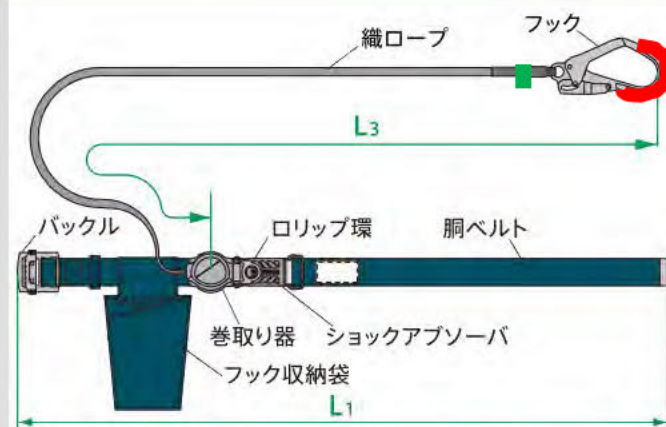
半ズボン
裾まくり

安全靴

エアークッション付がベスト
靴底がすり減っていないか確認



ハーネス型安全帯が基本



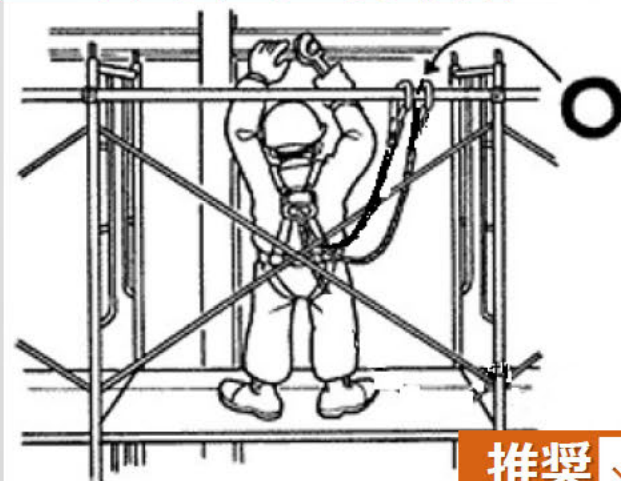
蛍光ステッカーを貼る
(使用状況を見やすい
ように)



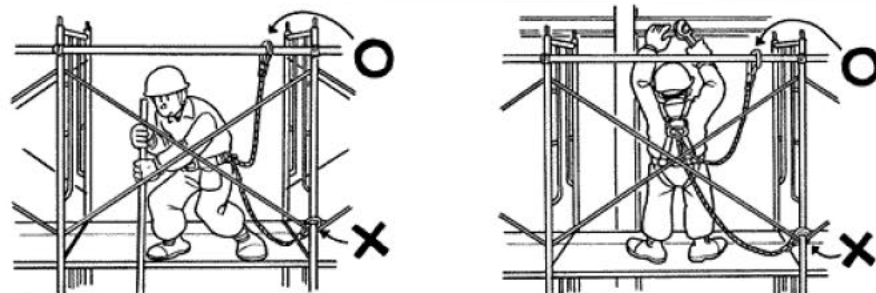
H=2000mm以上
高所
安全帯使用

規格品を使用 * 使用開始日を記入

安全帯フックの2丁共掛け



推奨



フックはD環より高い位置に取り付ける

試行ゲートの簡易化



朝礼台に設置した単管
手摺を使って安全帯
フックの動作確認を行
うよう簡略化する

MUST



ハーネス型安全帯が基本

月毎の点検色

1月	2月	3月	4月
5月	6月	7月	8月
9月	10月	11月	12月

【点検テープ】
フック近くのベルトに貼る

【安全帯の月例点検】

- ・ありがちなのが先月色のテープのまま
- ・テープは変えるが点検してない
- ・各事業主に災防協時、自社作業員の安全帯の
一斉点検を行わせ、不良品を排除させましょう



【携帯用、可搬式電動丸鋸】

- ・手袋・革手等使用禁止（巻込災害防止）
- ・作業中見える位置に「手袋使用禁止」シールを貼る
- ・巻き込みの恐れが少ないグリップ手袋は使用可



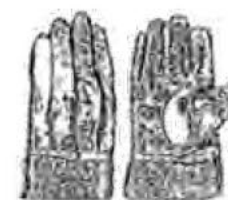
【ディスクグラインダー （ベビーサンダー・高速カッター）】

- ・軍手等の手袋は火の粉が付着した場合、火傷の恐れがあるため革製の手袋とすること

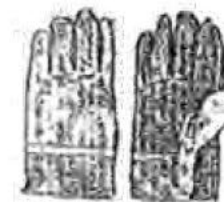


【フラットデッキ等取扱作業】

- ・引裂きや突刺しに強い厚手の牛床革製とする



牛床革外縫い手袋



牛床革内縫い手袋



結局、何が危ないか？
あまりにも簡単で作業出来てしまうため
最近ではただのカッターで手を切ることも
起きています。確実に装着させましょう

年少者（満18歳未満）の就労制限

=親同意書・所長許可制=

年少者 30kg以上重量

年少者 作業 H=5m以上

年少者 足場組立解体変更

年少者 精神肉体系緊張

年少者 炎天下疲労蓄積

安易にやらせてしまうのは法違反です
(年少者労働基準規則8条)

高齢者（65歳以上）・高血圧者 【最高血圧160以上】 【最低血圧 95以上】の作業制限

=所長許可制（法的しぼりは無し）=

高齢者高血圧者 【断続】30kg以上
【継続】20kg以上重量

高齢者高血圧者 型枠支保工

高齢者高血圧者 足場・脚立 梯子・作業台 H=2m以上

高齢者高血圧者 精神肉体系緊張

高齢者高血圧者 炎天下疲労蓄積

安易にやらせてしまうことは大災害に繋がります
安全配慮を講じましょう
(元請・事業主・職長・安全員)

【安全配慮者に対する事業主・作業所の配慮】

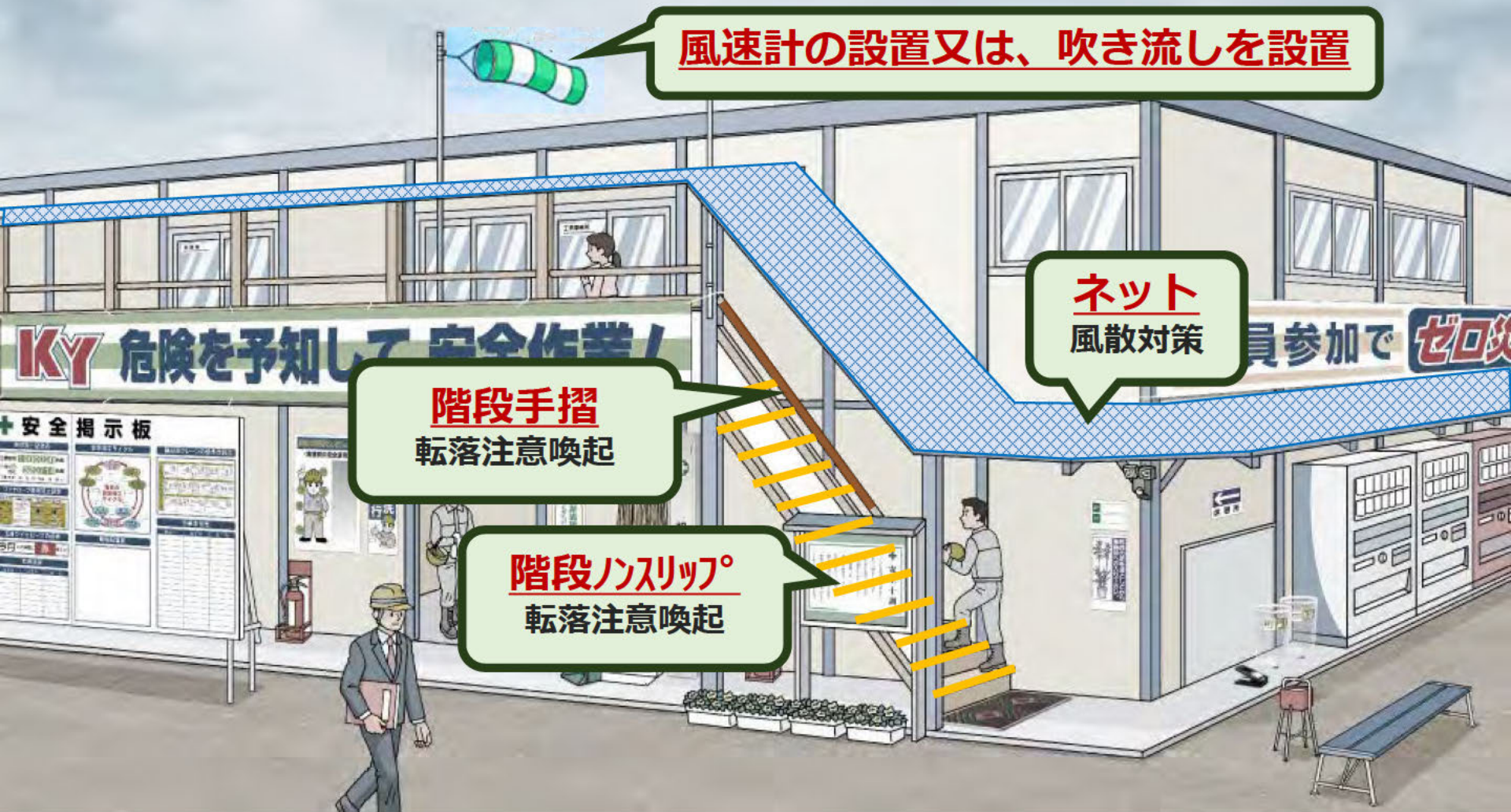
- 1.何が危険か理解しよう（ポスター掲示↑）
- 2.新規入場者担当者は書類でチェック
安全配慮者ワッペンを付けて見える化しよう！
- 3.作業所長・次席社員は気になる作業員は
面談を必ず実施！

※詳細は安全管理部ホームページ参照

安全配慮者ワッペン



※注文先：



風速計の設置又は、吹き流しを設置

ネット
風散対策

階段手摺
転落注意喚起

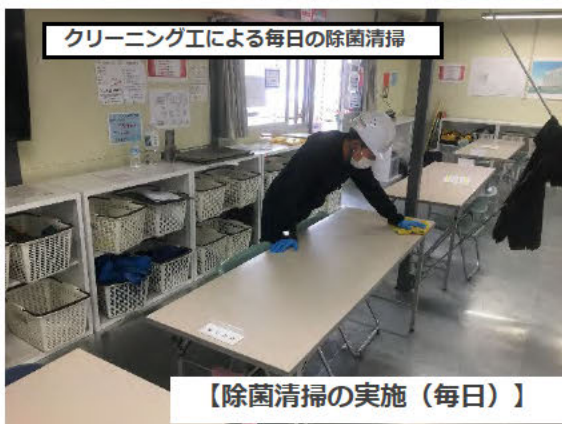
階段ノスリップ°
転落注意喚起

事務所・安全掲示板に 作業所長安全宣言 掲示

新型コロナ対策【3密回避】

MUST

10



日常健康管理チェック表

作業所名: [] 期日: 8/17 ~ 8/22

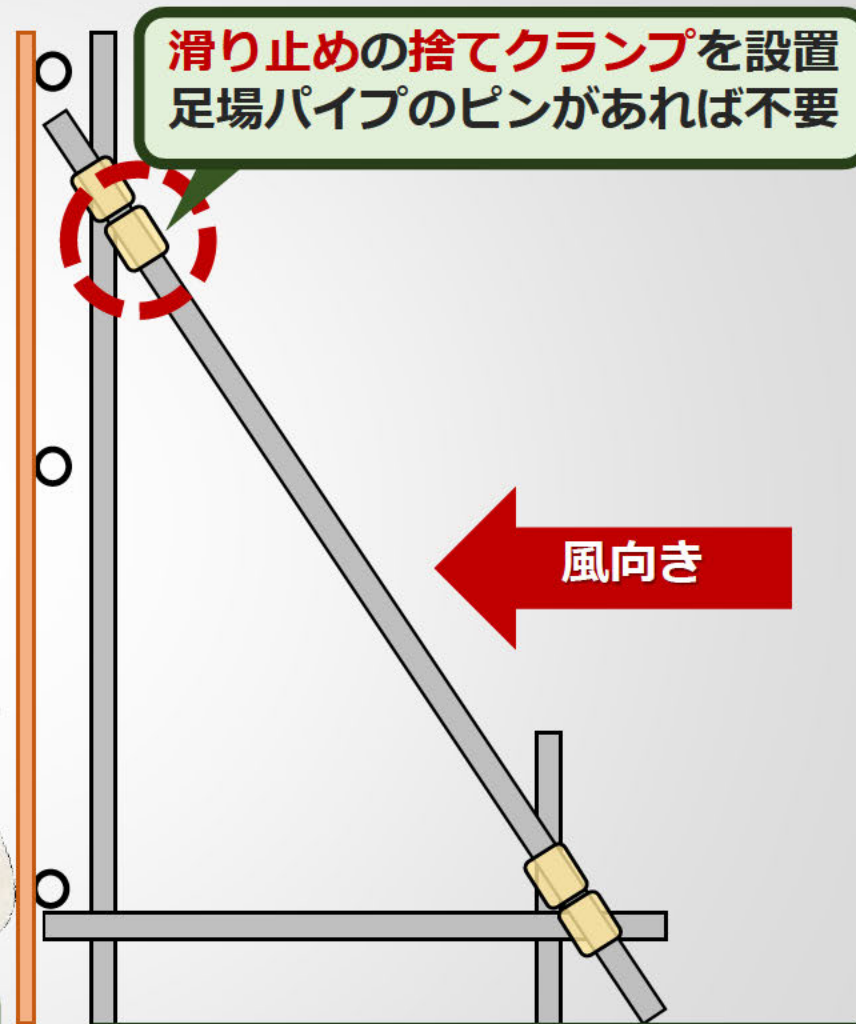
従業員名: []

※休日は体温を省略し記入をお願いします。
※体調：良好→○ 普通→△ 不良→× 作業不可能→
※体調不良の方は、無理せず休養の取得を受けてください。

No	名前	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	休日
1	田中	36.5	36.3	37.3	38.5	×	×	日
2	山田	36.1	36.2	36.3	36.4	○	○	
3	佐藤	36.2	36.3	36.2	36.2	○	○	
4	鈴木	36.3	36.3	36.5	36.4	○	○	
5	高橋	36.4	36.2	36.5	36.3	○	○	
6	伊藤	36.5	36.5	36.5	36.5	○	○	
7	渡辺	36.5	36.5	36.5	36.5	○	○	
8	山本	36.5	36.5	36.5	36.5	○	○	

【作業員の始業前体温記入】





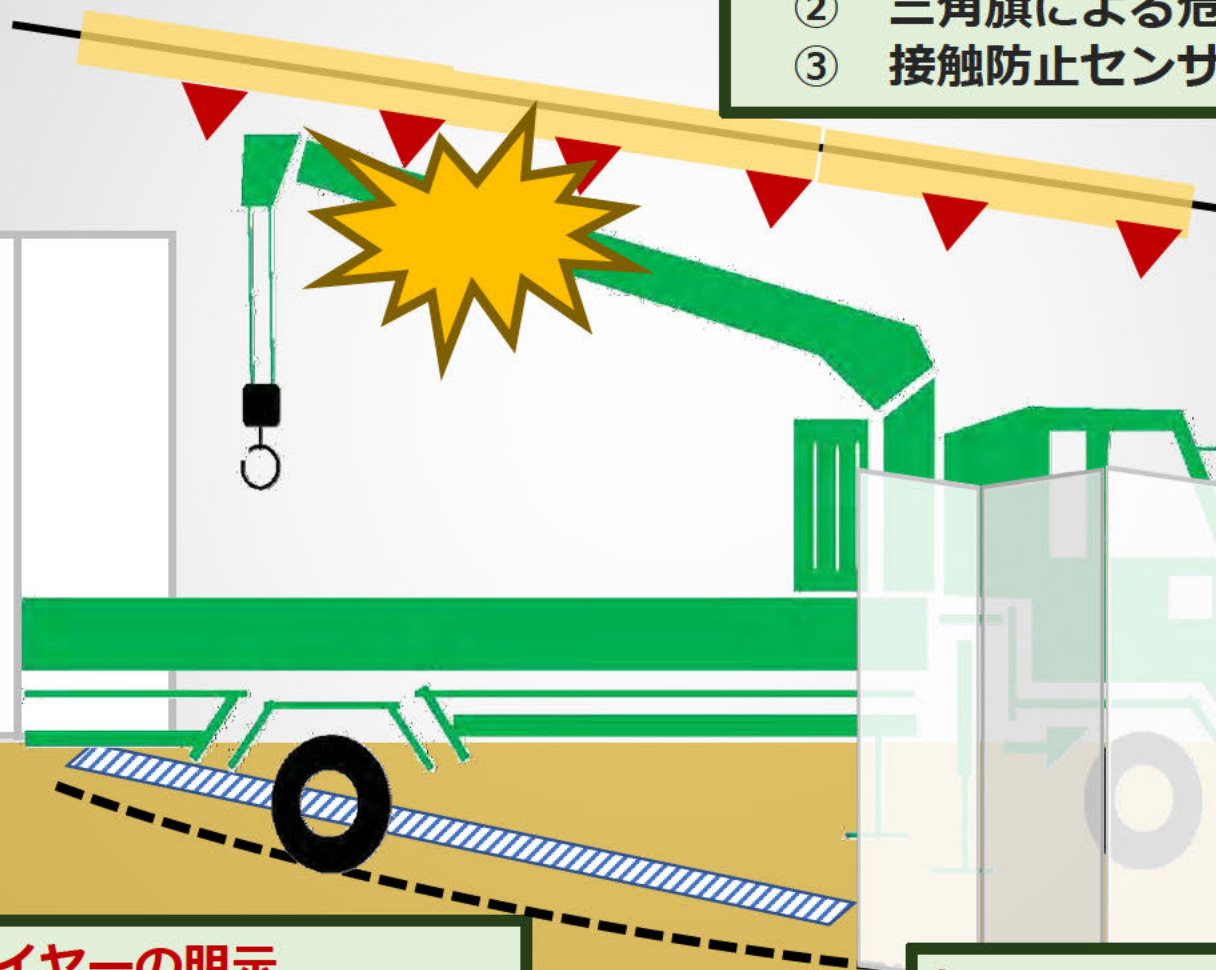
【第三者災害】

- ・ 最も第三者が触れる施設、異物の突出は確認を
- ・ 過去B型バリケードが倒れる災害あり
- ・ 固定は変化のたびに都度確認

- ・ キーストンH=3000mmの場合 控えは@1800mm
- ・ その他は技術課通達を参照

ゲート上部の架空線防護策を選択

- ① 防護管
- ② 三角旗による危険表示
- ③ 接触防止センサー



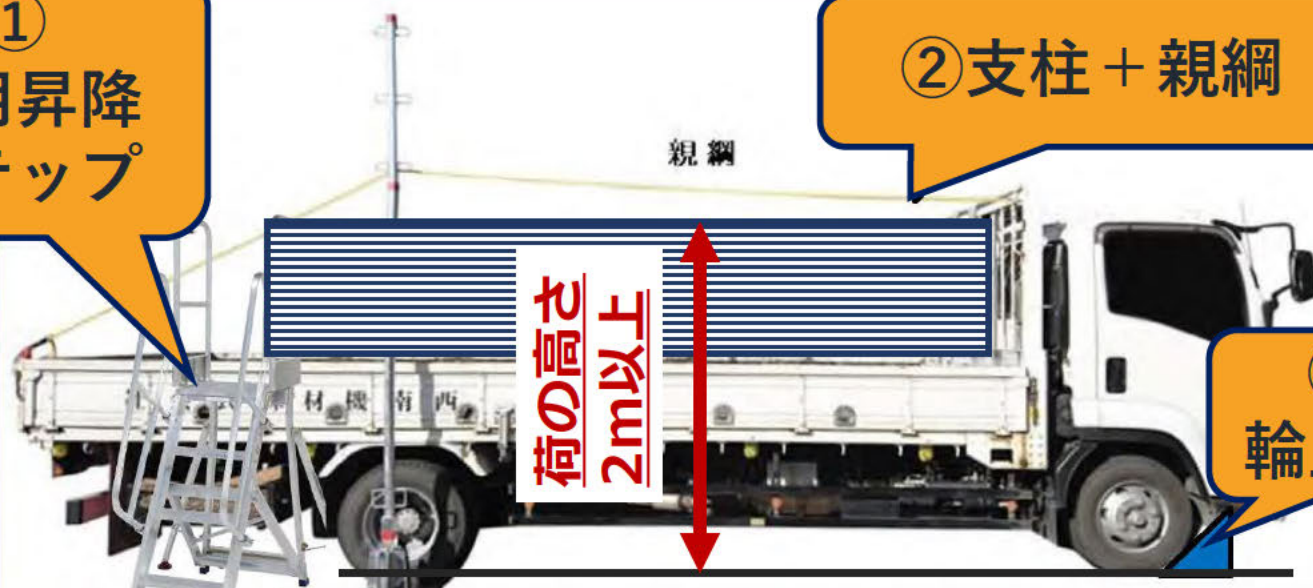
ゲート下ワイヤーの明示
トラテープ等で目立つようにする

仮設側溝の設置
場内の泥水流出防止対策の例

荷の高さが2m以上の場合は親綱を張る

①

専用昇降
ステップ



②支柱 + 親綱

③

輪止め

安全書類未提出の運転手は
玉掛けできません！



- ①トラック昇降時は専用ステップ（場内）を利用！
- ②トラック上では支柱+親綱を張り、安全带を利用！
- ③停止時はタイヤに輪止め（場内）をかけよう！



左写真のようにステージは望ましいが、最低限は昇降ステップを使用！
※使う場所に置き場を設置！



【その他参考例】



墜落時地面に激突する事例

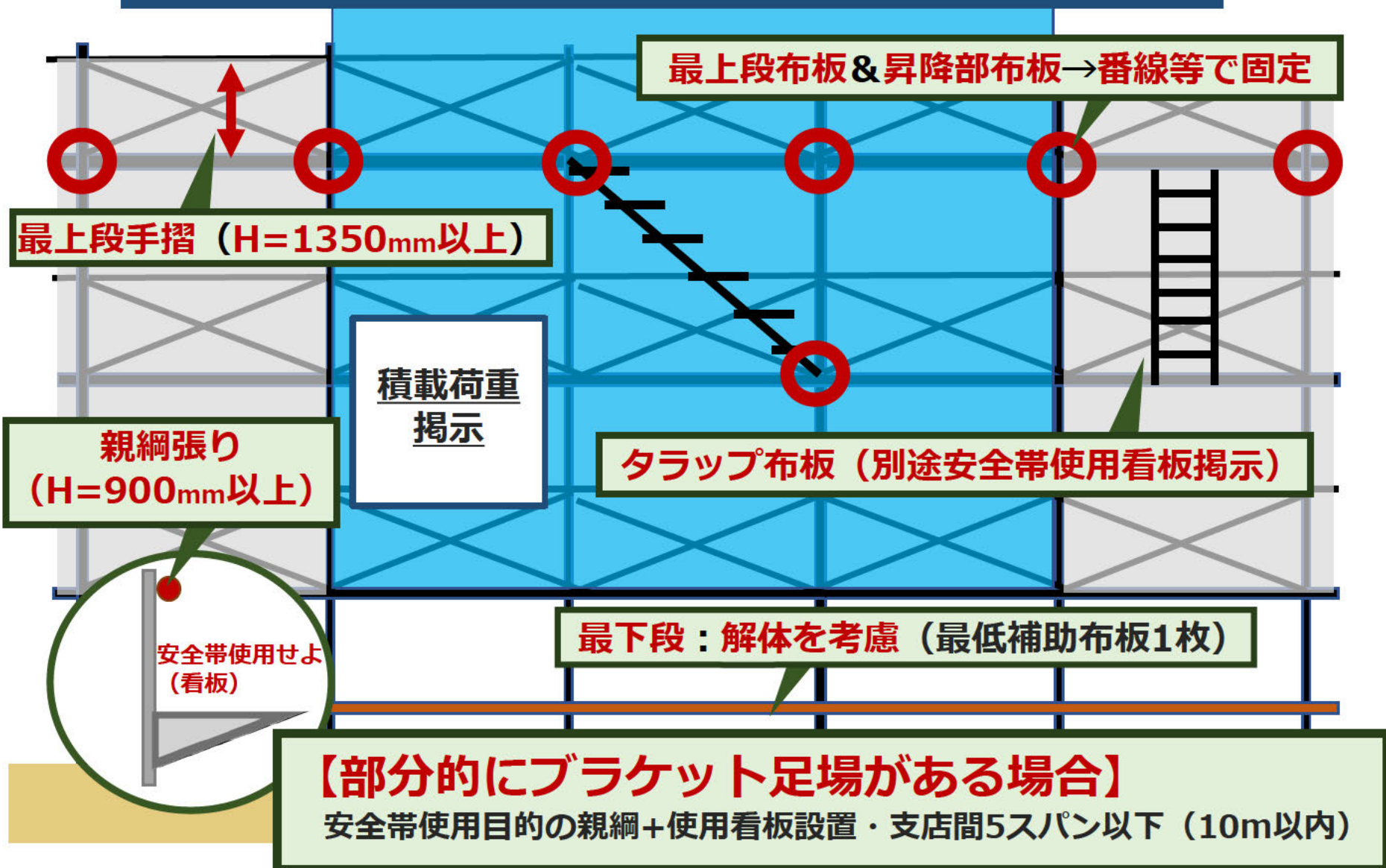


専用治具を利用した事例

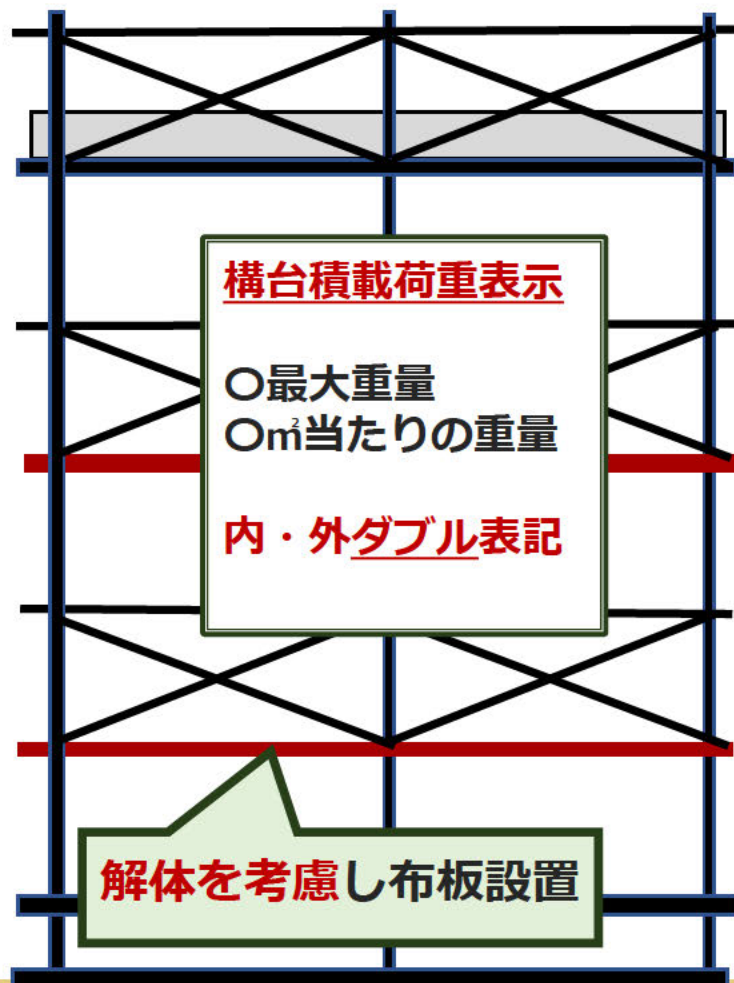


仮囲いを利用した事例

昇降階段：ネット色を変える（昇降看板は不要）

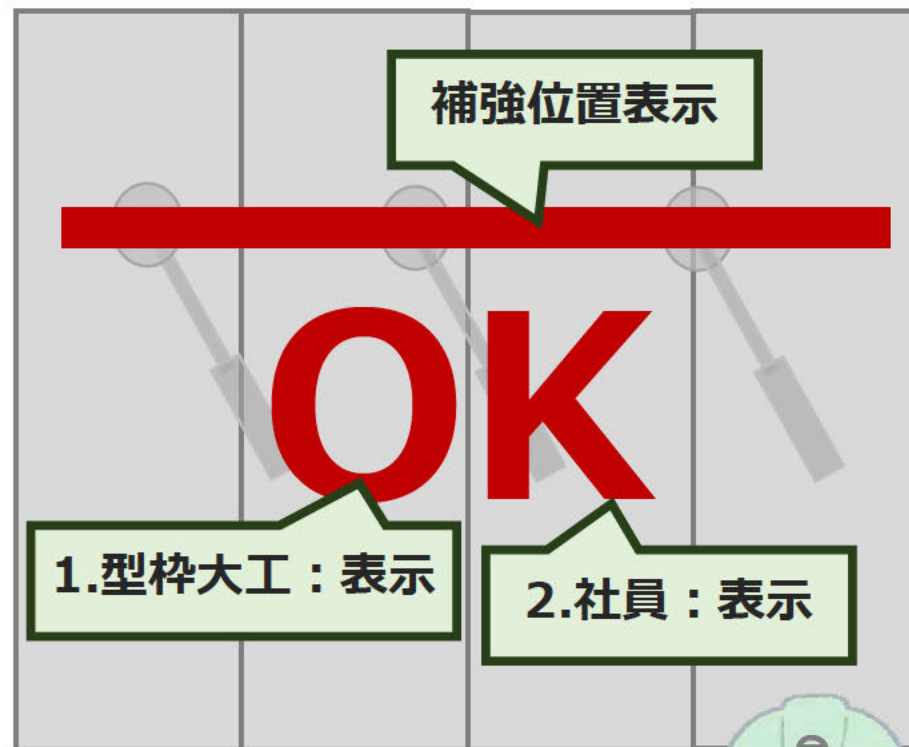


仮設構台



デッキ落下対策

※荷重条件に従い下部補強



計算書に基づく表示を！
デッキのルール→資料18参照
※ボタンでジャンプ





教育していない人：使えない！
やっ**て**はいけない「**24項目**」

→資料19参照

※ボタンでジャンプ



【可搬式作業台使用許可証】

- ・作業台を使用する協力会社に対し、新規入場者時に「やっ**て**はいけない危険な作業」を教育する
- ・教育終了者に使用許可証を発行してください



一人用可搬式作業台は許可制です
承認を受けた場所のみ使用可です

1.狭く、たち馬が立たない場所



2.基礎など、たち馬の
安定が悪い場所

たまに何も無い広い場所で
使っている姿を見ますが
使用のルールは守りましょう



親綱 **MUST**
※高い位置に設置
H = 900mm以上

メッシュロード
又は足場板（梁筋に固定する）

緑旗

基礎昇降階段
表示 **MUST**
緑旗 推奨

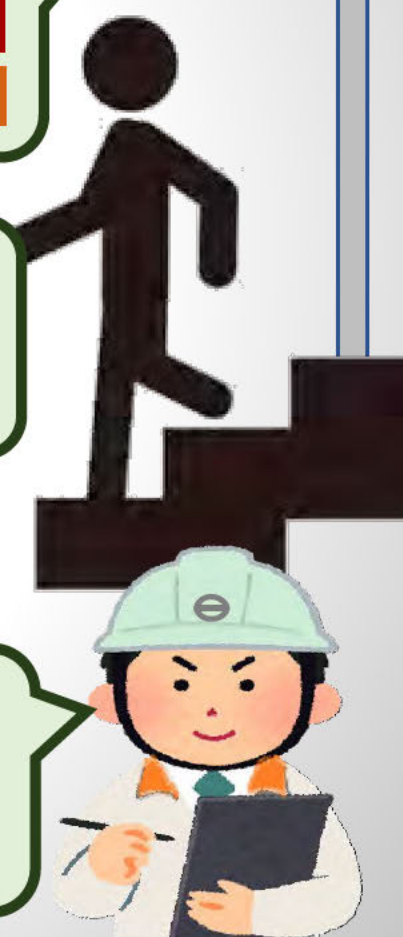
メッシュロード又は足場板＋親綱
高さ1000mm以上で歩行する場合
梁幅250mm以下は歩行禁止

MUST

【基礎工事着工確認会】

目的は計画を確認し、周知させること
実務レベルで、本質で討議しましょう

MUST



落ちる！
可能性大！

ボルトバック
リスク低減

【鉄骨ボルトバック使用】

- 1.ボルト類は下で梱包を開けボルトパックに入れる
- 2.使用の際には開閉し、使用後はチェックを閉める



【安全ネットと養生ネット】違いを理解しましょう

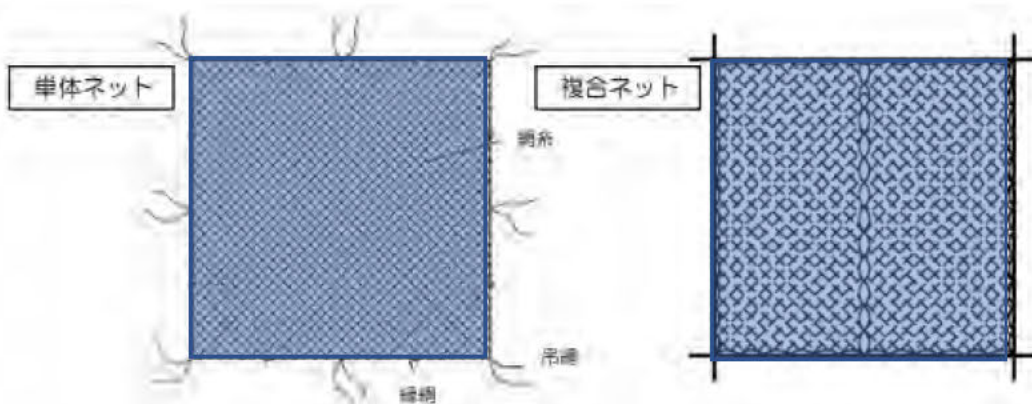
- ・安全ネット（水平ネット）：墜落防止用
※結束紐は専用紐を使用（強度が確保されているもの）
- ・養生ネット（垂直ネット）：飛来落下防止用

【安全ネット】

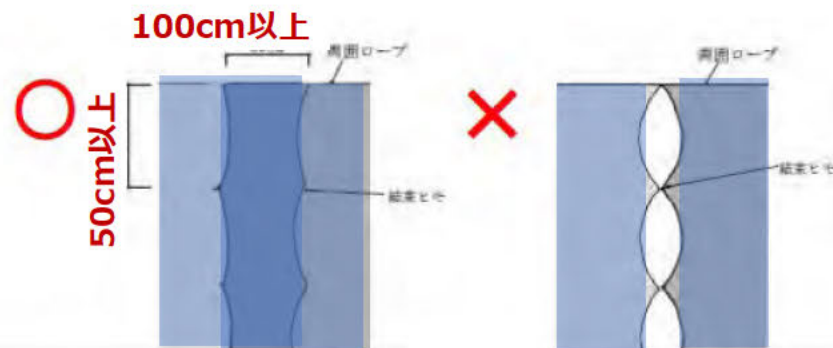
- ・水平ネットの周辺のおき：20cm以下（墜落防止）
- ・水平ネットを2枚接続し複合ネットとして使用する場合：30cm以下で結束

【養生ネット】

- ・垂直ネットの重ね幅：100cm以上。結束間隔：50cm以下
※特に鉄骨～スラブconまで結束が困難な場合は重ね幅を十分大きくとる



◆垂直ネットの張り方（例）



3・3・3運動啓蒙垂れ幕掲示

戸田建設の玉掛け作業の基本 **3・3・3** 運動

玉掛よし!!

玉掛者等は **3** m以上離れる

地切りよし!!

地切りはゆっくり **30** cm以内

巻上げよし!!

玉掛け **3** 秒確認

※順番は特に指定なし

吊り荷から**3M**離れてヨシ!

地切り**30cm**一旦停止でヨシ!

3秒間停止して確認ヨシ!

これ!

3M

30cm

色付介錯ロープ

3・3・3運動

知ってる・・・ではなく運動は
指差呼称を意味します
正しく理解しましょう

※やらなきゃ意味なし

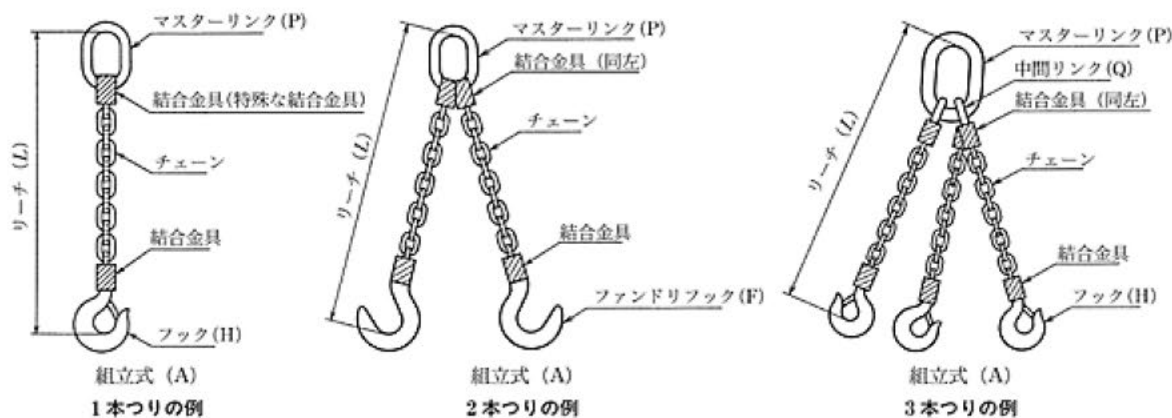


吊りチェーンは原則使用禁止 点検基準順守により所長許可制

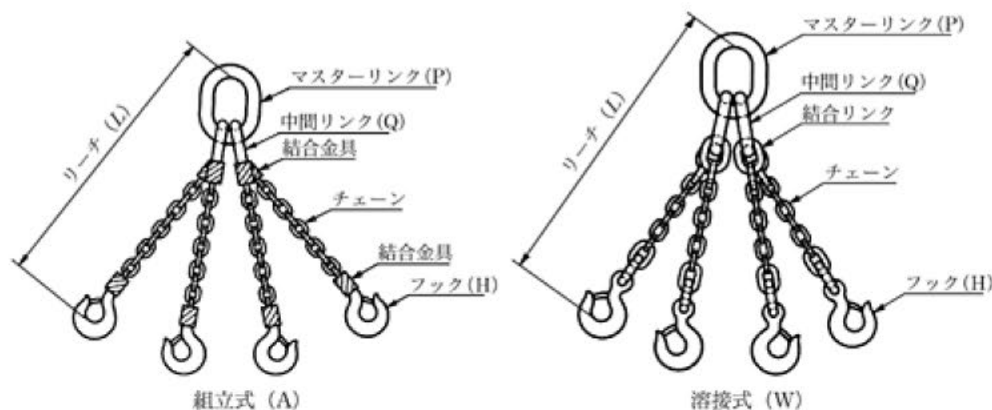
※協力会社の点検表確認により許可

※リース会社以外の持ち込み禁止

(始業前点検が確実にできないため)



正しく理解されていない
ケースあり！
もう一度見返しましょう！



バックホー使用基準【接触防止対策】

MUST

推奨

24

無線 建築

MUST

土木

推奨

※合番者がいる場合

感知バー：2本 さらに
接触防止センサー、自動停止装置

土木

MUST

(通達参照)

建築

推奨

(検討会協議)

人が感知できる高さ

バック走行禁止

(ステッカー：運転席から見えるようにアームに表示)

【背面は要注意！】



挟まれ！

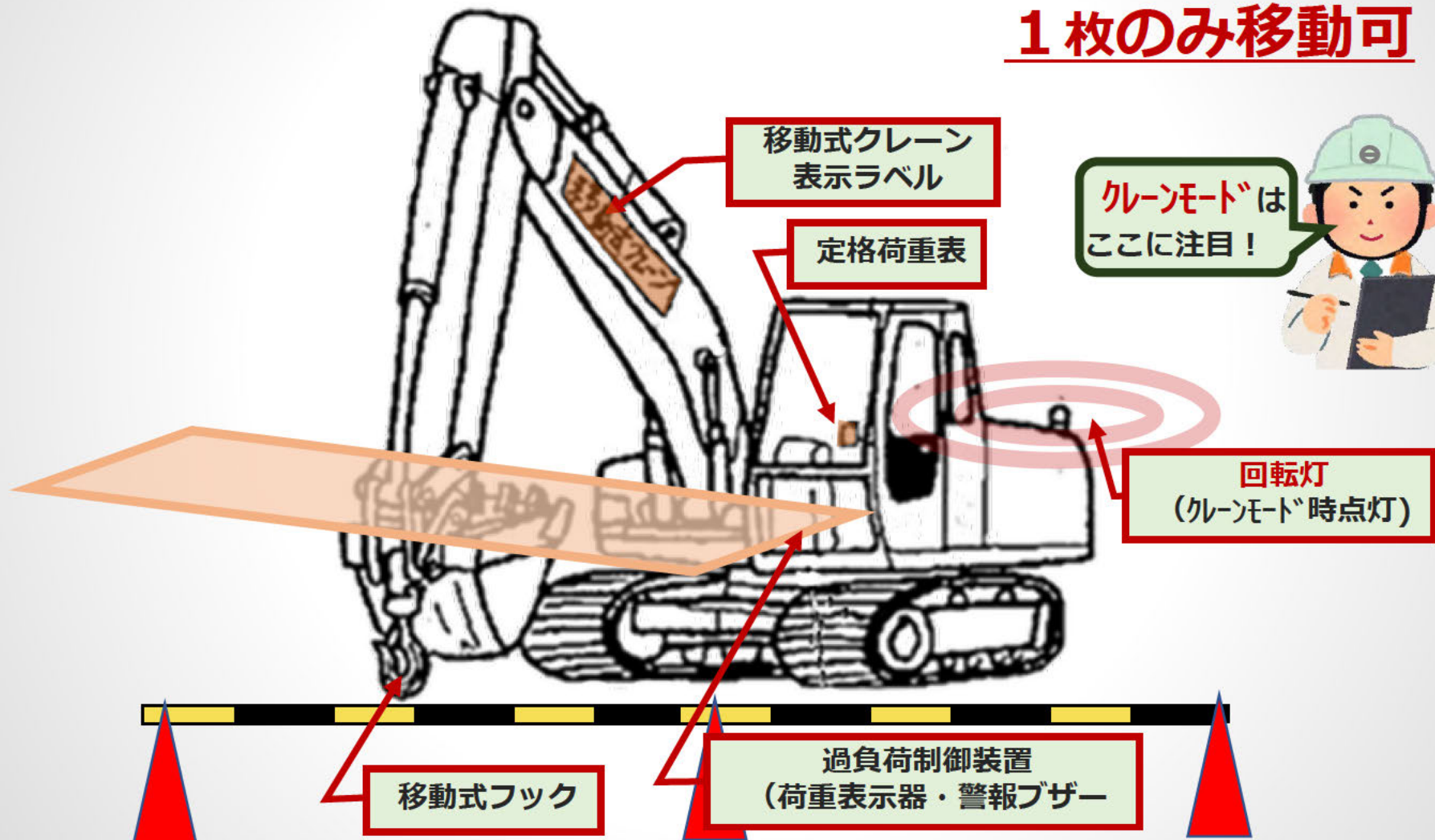


最も危険！

- ・ OPは旋回時、後方確認！
- ・ 立入禁止・無線の徹底！
- ・ 誘導員（経験年数がある人）

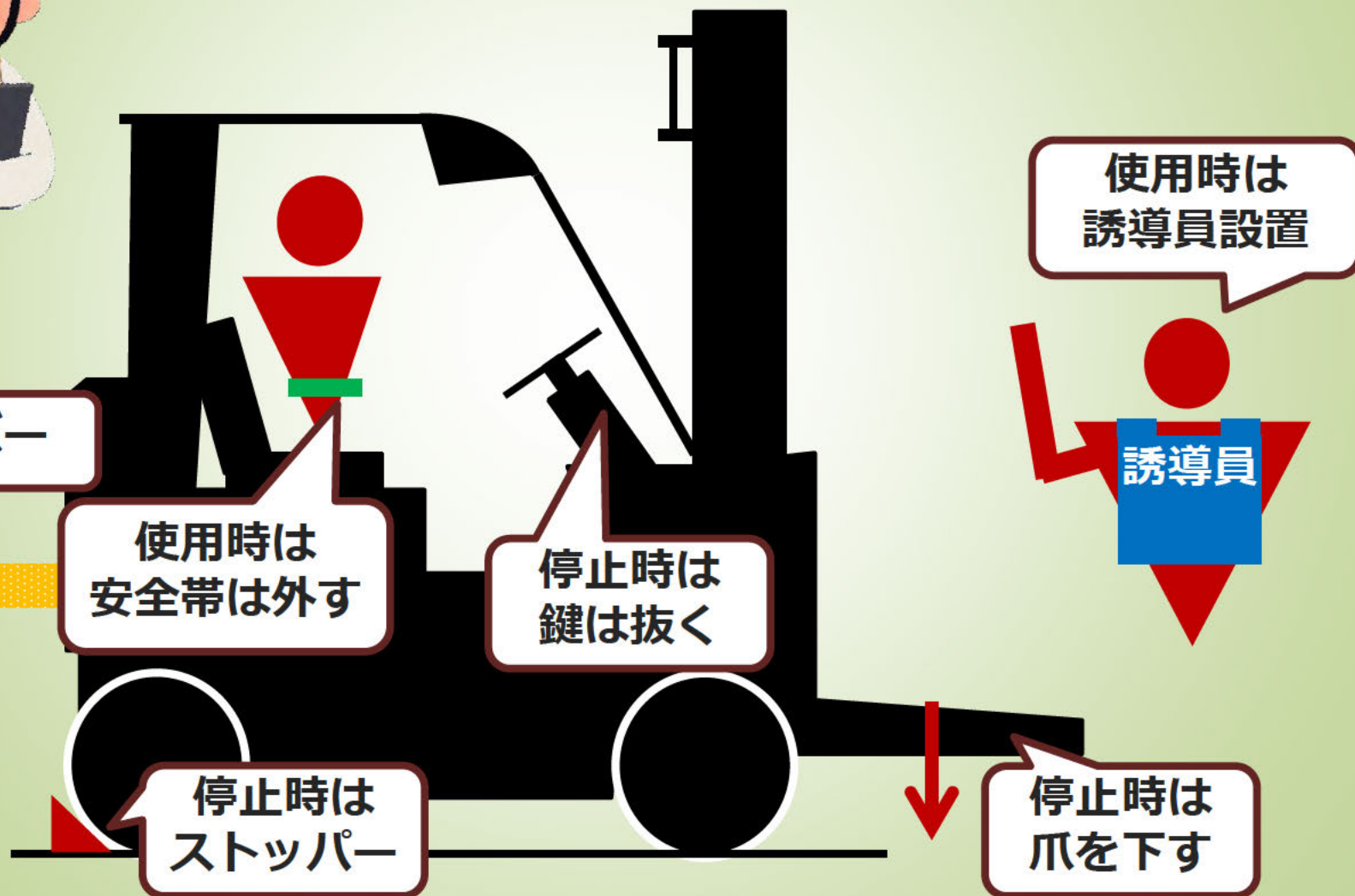


敷鉄板の移動は、人払いと立ち入り禁止措置を行った上で
1枚のみ移動可



立入禁止措置は確実に

荷受運搬機械は作業計画書が必要



火災事故を忘れるな！動画配信！！「関東支店 安全管理部HP」



- ・過去に関東支店内作業所で大規模な火災災害が起きてます（上の写真）
- ・火気ルールは各自、責任を持って実施しよう！



火気使用届記載例 (許可通知がある場合、ウレタン板付がある場合)

火気使用届・火気作業終了報告書

作業日時	2014年 12月 1日 (水)
開始時刻	08時
終了時刻	16時

火気使用届記載例 (許可通知がある場合、ウレタン板付がある場合)

火気使用届・火気作業終了報告書

作業日時	2014年 12月 1日 (水)
開始時刻	08時
終了時刻	16時

火気使用届記載例 (許可通知がある場合、ウレタン板付がある場合)

火気使用届・火気作業終了報告書

作業日時	2014年 12月 1日 (水)
開始時刻	08時
終了時刻	16時

**火気使用届！
(事前に許可申請)**



**火気使用届
(現地に掲示！)**



保護面！

保護マスク！

消火器！

水バケツ！



**担当者の現地確認・許可をもらって作業開始
残火確認忘れずに！**

※Buildeeの火気使用届は使用不可

【その他取扱い注意事項】



正：取扱責任者（有資格者）

副：定期点検者（資格の有無不問）

- 1 取扱責任者を明示
- 2 扉は常に閉めておき必要とあれば施錠
- 3 取付は強固にしその周囲は常に片付ける
- 4 接地線はミドリ色で5.5mm以上とし確実に取り付ける
- 5 引出電線は電線引止金具に緊結
- 6 漏電遮断器（ELB）は使用前に試験ボタンを押し機能動作確認を行う
- 7 機器、回路の接続は開放してから行う
- 8 適正な開閉器容量及び配線ケーブルは別表によるものを使用し確実に取り付ける
- 9 使用機器及び回路には行先表示を表すステッカー類を付ける
- 10 タコ足配線をしない
- 11 機器配線の接続状態を常に点検する
- 12 投入開放の操作は素早く確実に行う

接地抵抗値 100Ω 以下は、漏電遮断器（ELB）の動作点検の頻度を「1回以上/月」とすることができる。MUST
点検者は、仮設電気設備協力会社に委託する 推奨 ことで点検忘れをなくすことができる。

移動用発電機の**最大出力容量 10KW (12KVA) 以上**については、自家用電気工作物となり、使用に際しては産業保安監督部（旧経済産業局）への届出が必要になる。

■ 対象管内

関東東北産業保安監督部（旧関東経済産業局）管内

東京都・栃木県・群馬県・埼玉県・茨城県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県
富士川以東

【当社がリースして使用する場合】

- ① 移動用発電機使用届（様式-1）を使用開始前までに、機材部電気課まで提出すること。
- ② 発電機に「定期点検済証」が貼付されているか確認すること。

【協力会社がリースして持込み使用する場合】

- ① 移動用発電機使用申請書の写し（様式-2）を使用開始前までに、機材部電気課まで提出すること。
- ② 電気主任技術者の選任、保安規程が関東東北産業保安監督部に届出されているか確認すること。
- ③ 発電機に「定期点検済証」が貼付されているか確認すること。

様式-1

移動用発電機使用届

(当社がリースして使用する発電機)

年 月 日

機材部首都圏機電課 御中

1. 作業所名 : _____ 作業所長名 _____ 印

2. 所在地、電話 : _____ TEL _____

3. 発電機使用工事概要
(_____)

4. 発電機リース会社名 : _____

5. 発電機容量(60Hzの容量)及び使用台数
KVA 台 KVA 台
製造会社名 _____ 製造会社名 _____

6. 発電機取扱責任者 : _____

7. 発電機試用期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日 ~ 年 月 日

8. 作業所工期 : 年 月 日 ~ 年 月 日

9. 添付書類
イ. 作業所案内図
ロ. 発電機配置図及び配線系統図(平面図に記入)

※. 関東東北産業保安監督部管内(東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県富士川以東)で発電機を使用する場合には、機材部電気課による統括管理体制の管理となりますので速やかに提出して下さい。

※. 無届け使用は設置者(会社の代表者)が罰則の対象となります。

★. 作業所で承認後、写しを機材部電気課まで提出して下さい。(表紙のみ)

★. 注意事項
1. 発電機に定期点検済証が貼付されているか(有効期限に注意を。)
2. 日常点検を行うこと(別紙、移動用発電機チェックリストにて、電気取扱者が行なう。)

設備部門	機材部門	
統括主任技術者	課長	主務者

2018.7.25
機材部首都圏機電課

様式-2

移動用発電機使用申請書

(協力会社が使用する発電機)

年 月 日

支店 _____

作業所 _____

所長殿 _____

承認印

会社名 _____

所在地 _____

連絡先(TEL) _____ 印

貴作業所構内において、貴社の安全衛生管理要領に従い下記のように移動用発電機を使用しますので、申請致します。

1. 発電機使用工事概要
(_____)

2. 発電機容量及び台数
KVA 台 KVA 台

3. 発電所工期 : 年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日 ~ 年 月 日

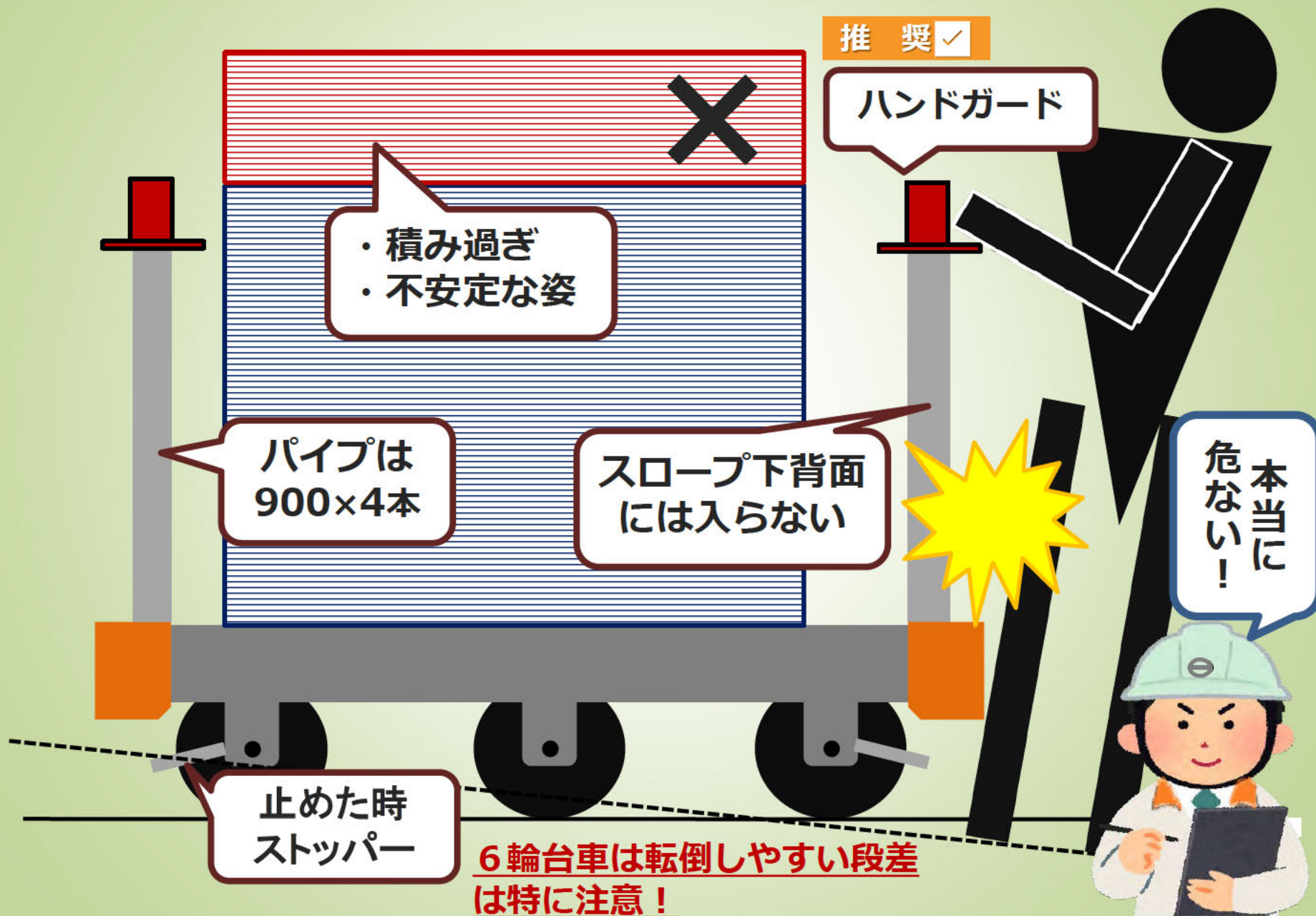
4. 発電機取扱責任者 : _____

5. 添付書類と図面
イ. 関東東北産業保安監督部(旧関東経済産業局)届出書類(業者が届出したもの)
① 電気主任技術者選任届出書又は許可申請書
② 保安規程届出書
ロ. 発電機配置図及び配線系統図

★. 作業所で承認後、写しを機材部電気課まで提出して下さい。(表紙のみ)

設備部門	機材部門	
統括主任技術者	課長	主務者

2018.7.25
機材部首都圏機電課



【対象工事】

- ・エレベーター工事
- ・機械式駐車設備工事
- ・その他作業所長が指定する工事（DS・PS・EPS）

【危険作業検討会での確認事項】

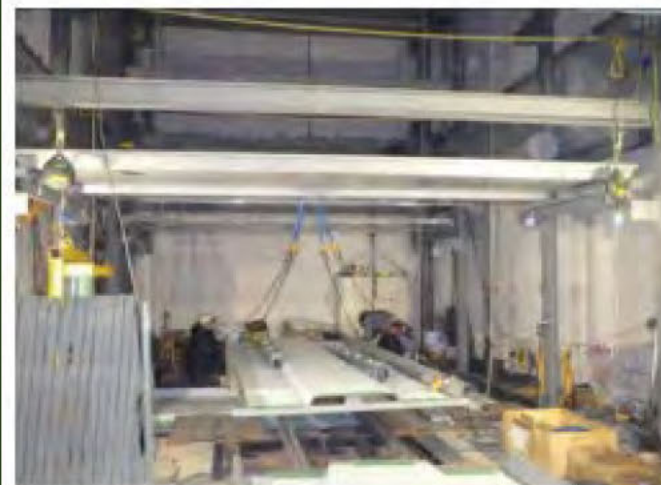
- ・専門業者が作成する要領書・手順書の確認
- ・リスクの抽出、手順・方法の合意
- ・機械の安全装置状況の確認

【実施事項】

- ・危険と思われる項目指定
- ・施工中巡回と作業日誌への記載
- ・手順書に基づいた現地KY、作業員への周知

【シャフト内作業の安全対策】

- ・原則、一人作業禁止
- ・WEBカメラによる作業監視 ※無足場工法
- ・現地KY内容をシャフト付近に掲示・周知
→乗り移り禁止



機械式駐車設備工事（例）

シャフト内は見れない作業だから、何が起きているかわからない
必ず、**最低1回/日は確認!**

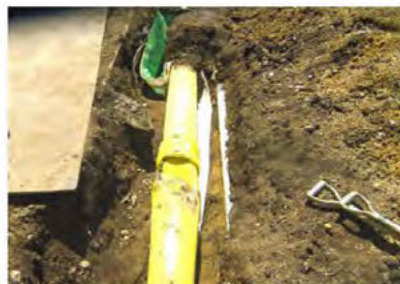


稼働する建物の 敷地内掘削時の遵守事項

- ① 既存図面をあてにしない
- ② 施主等伝聞による情報を鵜呑みにしない
- ③ 各種インフラ管理者への緊急連絡体制を整備
- ④ 試掘は手掘りを原則とし、機械・工具などを使用する時は監視人を配置し、損傷を与えない手順を検討してから行う
- ⑤ 埋設物は必ず露出させ、管理者に確認を取ると共に適切な養生を施す
- ⑥ 既存インフラが工事エリア内にある場合は、現地表示による「見える化」を行う
- ⑦ 既存インフラの系統を把握し、不測の事態に遮断すべきバルブやブレーカー等の位置を事前に確認しておく
- ⑧ 契約にない地下埋設物が確認された場合は、地中障害同様の手続きをとり、十分な調査を実施した上で本施工を開始する



既存埋設配管
レーダー探査



ガス管損傷状況



ガス管復旧状況



給水管損傷状況



抜けやすい、差込み型の継手で施工されていた。掘削により、土圧が開放されたため、差込部が抜けた。

給水管継手状況

[小型工事分類基準] ※管理パターン選定時の優先順①④（請負金額）⇒②⇒③

①作業の危険度	管理者		任命	②混在作業	③関与度	兼任監理技術者		専任監理技術者
						④請負金額（税込）		
						500万円未満	7,000万円未満	7,000万円以上1億円未満
[危険性大] ・機械等設置がある ・高さ5m以上の足場組立等作業 ・指定危険作業あり ・第三者への影響大	安全衛生	管理義務者 当社職員	建築工事部長	複数協会の混在作業	大 (重要得意先) (官庁工事)	パターン1		
	安全衛生	管理補助者 協力会社社員	派遣社員 工事課長		中			
[危険性中] ・脚立、のび馬程度の軽作業	監督者	協力会社	社員 作業所長	2~3者程度 (建築・設備・電気) の混在作業	小	パターン3		
[危険性小] ・単一作業、瑕疵工事 例) 加圧張替、ガラス取替、 タイルハット張替	作業員		作業所長	1社		パターン4		

○印は小型工事用の書式

小型工事安全管理関係書類

No.	関係書類	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
		当社職員	協力会社職員 派遣社員	協力会社職員	作業員のみ
①	安全管理者の任命書・委任状・安全衛生指示書	○	○	○	—
②	誓約書・派遣契約	—	○	—	—
3	監督署提出3点セット	△	△	△	△
④	小型工事計画概要書	○	○	○	—
⑤	小型工事作業・安全指示書及び作業日誌	○注1	○	○	—
⑥	送り出し・作業指示書	—	—	—	○
7	送り出し教育・新規入場者教育	○	○	○	—
8	現地KYシート	○	○	○	—
9	作業員就労及び終了（無災害）報告書	○	○	○	—
10	安全衛生関係提出書類	○	○	○ 作業員名簿要	作業員名簿要

○印は必要書類 △印は工事内容による

注1 パターン1は一般工事で使用している「作業安全指示書・作業日誌」を使用する

1)『安全衛生管理補助者』は自社の安全衛生責任者を兼務することができない

2)3点セットとは「特定元方事業者等の事業開始報告」、「適用事業報告」、「時間外・休日労働に関する協定届」

3)監督署3点セットは、下記のいずれかに該当した場合に提出する

○常時使用する労働者が10人以上の場合

○機械等設置届（足場・型枠支保工）を提出する場合

○工期が2ヶ月以上（安全衛生管理計画書も作成すること）の場合

○単独有期事業（工事価格（税抜）が1億8,000万円以上）の場合